



栃木県公報

令和3(2021)年
12月22日(水)
号 外
第 64 号

目 次

条 例

○栃木県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の制定	3
○栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正	5
○栃木県手数料条例の一部改正	6
○地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンターに係る重要な財産を定める条例の一部改正	15
○栃木県道路占用料徴収条例の一部改正	15
○栃木県都市公園条例の一部改正	17
○栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部改正	17
○栃木県警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正	20
○栃木県警察関係手数料条例の一部改正	20

本号で公布された条例のあらまし

◇栃木県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の制定（栃木県条例第58号）

自転車の安全で適正な利用の促進に関し、県の責務等を明らかにするとともに、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、自転車が関係する交通事故の防止及び被害者の保護を図るため、次のとおり条例を制定することとしました。

1 定義（第2条関係）

この条例における「自転車」、「自転車利用者」、「交通安全団体」、「学校」、「保護者」、「自転車貸付事業者」、「自転車小売事業者」及び「自転車損害賠償責任保険等」の意義を定めることとしました。

2 県の責務（第3条関係）

県は、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有することとしました。

3 自転車利用者の責務（第4条関係）

(1) 自転車利用者は、自転車が道路交通法第2条第1項第8号に規定する車両であることを認識し、同法その他の法令を遵守するとともに、自転車の安全で適正な利用に努めなければならないこととしました。

(2) 自転車利用者は、自転車が関係する交通事故の防止に関する知識の習得に努めなければならないこととしました。

4 県と市町村との協力（第5条関係）

県及び市町村は、それぞれが実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策が円滑かつ効果的に推進されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする事としました。

5 県民、事業者及び交通安全団体の役割

(1) 県民は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深めるとともに、家庭、地域、学校、職域その他の様々な場において、自転車の安全で適正な利用の促進に自ら取り組むよう努めるものとする事としました。（第6条関係）

(2) 事業者は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深めるとともに、自転車を利用して通勤し、又はその事業活動において自転車を利用する従業員に対し、自転車の安全で適正な利用に関する啓発及び指導を行うよう努めるものとする事としました。（第7条関係）

(3) 交通安全団体は、自転車の安全で適正な利用の促進に関する活動を積極的に推進するよう努めるものとする事としました。（第8条関係）

6 自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策等

(1) 自転車の安全で適正な利用に関する教育等（第9条関係）

- (2) 乗車用ヘルメットの着用等（第10条関係）
- (3) 自転車の点検及び整備（第11条関係）
- (4) 自転車損害賠償責任保険等への加入等（第12条関係）
- (5) 自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等（第13条関係）
- (6) 自転車損害賠償責任保険等に関する情報の提供（第14条関係）
- (7) 道路環境の整備（第15条関係）
- (8) 財政上の措置（第16条関係）

7 施行期日

この条例は、令和4（2022）年4月1日から施行することとしました。ただし、6の(4)及び(5)は、同年7月1日から施行することとしました。

◇**栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正**（栃木県条例第59号）

- 1 栃木県権限移譲基本方針に基づき、知事の権限に属する事務の一部を新たに市町村が処理することとしました。（別表第1関係）
- 2 施行期日等
 - (1) この条例は、令和4（2022）年4月1日から施行することとしました。
 - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇**栃木県手数料条例の一部改正**（栃木県条例第60号）

- 1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率に関する特例の許可申請手数料の新設等を行うこととしました。（別表第1関係）
- 2 施行期日等
 - (1) この条例は、令和4（2022）年2月20日から施行することとしました。
 - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇**地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンターに係る重要な財産を定める条例の一部改正**（栃木県条例第61号）

- 1 地方独立行政法人法第6条第4項及び第44条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人栃木県立岡本台病院に係る重要な財産について、地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンターと同様の内容を定めるため、所要の規定の整備を行うこととしました。（題名及び第1条関係）
- 2 この条例は、令和4（2022）年4月1日から施行することとしました。

◇**栃木県道路占用料徴収条例の一部改正**（栃木県条例第62号）

- 1 自動運行補助施設の道路占用料を新設することとしました。
- 2 所要の規定の整備を行うこととしました。（以上別表関係）
- 3 この条例は、令和4（2022）年1月1日から施行することとしました。

◇**栃木県都市公園条例の一部改正**（栃木県条例第63号）

- 1 栃木県日光だいや川公園のオートキャンプ場のトレーラーハウスを廃止するため、所要の規定の整備を行うこととしました。（別表第1関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇**栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部改正**（栃木県条例第64号）

- 1 栃木県体育館を廃止するため、所要の規定の整備を行うこととしました。（第2条、第3条及び別表関係）
- 2 この条例は、令和4（2022）年1月1日から施行することとしました。

◇**栃木県警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正**（栃木県条例第65号）

- 1 栃木県宇都宮東警察署の新築移転に伴い、その位置を宇都宮市中今泉3丁目に改めることとしました。（別表関係）
- 2 この条例は、規則で定める日から施行することとしました。

◇**栃木県警察関係手数料条例の一部改正**（栃木県条例第66号）

- 1 銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正に伴い、クロスボウの所持許可申請手数料等を新設することとしました。
- 2 所要の規定の整備を行うこととしました。（以上第7条関係）
- 3 この条例は、令和4（2022）年3月15日から施行することとしました。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- 1 栃木県自転車安全で適正な利用の促進に関する条例
- 2 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 3 栃木県手数料条例の一部を改正する条例
- 4 地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンターに係る重要な財産を定める条例の一部を改正する条例
- 5 栃木県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 6 栃木県都市公園条例の一部を改正する条例
- 7 栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例
- 8 栃木県警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例
- 9 栃木県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

令和3年12月22日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第58号

栃木県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、自転車の安全で適正な利用の促進に関し、県の責務等を明らかにするとともに、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、自転車に関係する交通事故の防止及び被害者の保護を図り、もって県民が安全で安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 自転車利用者 自転車を利用する者をいう。
- (3) 交通安全団体 交通安全に関する普及啓発を行う団体をいう。
- (4) 学校 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園を除く。)、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。
- (5) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。
- (6) 自転車貸付事業者 自転車の貸付けを業とする者をいう。
- (7) 自転車小売事業者 自転車の小売を業とする者をいう。
- (8) 自転車損害賠償責任保険等 自転車の利用によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障することができる保険又は共済をいう。

(県の責務)

第3条 県は、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
(自転車利用者の責務)

第4条 自転車利用者は、自転車が道路交通法第2条第1項第8号に規定する車両であることを認識し、同法その他の法令を遵守するとともに、自転車の安全で適正な利用に努めなければならない。

2 自転車利用者は、自転車が関係する交通事故の防止に関する知識の習得に努めなければならない。
(県と市町村との協力)

第5条 県及び市町村は、それぞれが実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策が円滑かつ効果的に推進されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深めるとともに、家庭、地域、学校、職域その他の様々な場において、自転車の安全で適正な利用の促進に自ら取り組むよう努めるものとする。

2 県民は、県が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深めるとともに、自転車を利用して通勤し、又はその事業活動において自転車を利用する従業員に対し、自転車の安全で適正な利用に関する啓発及び指導を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、県が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(交通安全団体の役割)

第8条 交通安全団体は、自転車の安全で適正な利用の促進に関する活動を積極的に推進するよう努めるものとする。

2 交通安全団体は、県が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(自転車の安全で適正な利用に関する教育等)

第9条 県は、県民に対し、自転車の安全で適正な利用に関する教育の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 学校の設置者は、児童、生徒又は学生に対し、その発達段階に応じて、自転車の安全で適正な利用に関する教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

3 保護者は、その監護する未成年者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する教育を行うよう努めるものとする。

(乗車用ヘルメットの着用等)

第10条 自転車利用者は、自らの安全を確保するため、乗車用ヘルメットを着用するよう努めるものとする。

2 学校の設置者は、児童、生徒又は学生が自転車を利用するときは、当該児童、生徒又は学生に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めるものとする。

3 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該未成年者に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めるものとする。

4 高齢者の家族は、当該高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の自転車の安全で適正な利用に関する事項について必要な助言をするよう努めるものとする。

5 事業者は、その事業活動において従業員が自転車を利用するときは、当該従業員に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めるものとする。

6 自転車貸付事業者は、その貸付けの用に供する自転車の借受人に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めるものとする。

(自転車の点検及び整備)

第11条 自転車利用者は、その利用する自転車について、必要な点検及び整備（自転車の本体及びブレーキ、前照灯、反射器材その他の装備の安全性を確保するために必要な点検及び整備をいう。以下同じ。）を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その監護する未成年者が利用する自転車について、必要な点検及び整備を行うよう努めるものとする。

3 事業者は、その事業活動において利用する自転車について、必要な点検及び整備を行うよう努めるものとする。

4 自転車貸付事業者は、その貸付けの用に供する自転車について、必要な点検及び整備を行うよう努めるものとする。

(自転車損害賠償責任保険等への加入等)

第12条 自転車利用者（未成年者を除く。）は、自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

3 事業者は、その事業活動において自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該事業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

4 自転車貸付事業者は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車貸付事業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

（自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等）

第13条 自転車小売事業者は、自転車を販売するときは、当該自転車を購入しようとする者（以下「自転車購入者」という。）に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。

2 自転車小売事業者は、前項の規定による確認により、自転車購入者が自転車損害賠償責任保険等に加入していることを確認できないときは、当該自転車購入者に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。

3 事業者は、その従業員のうち、通常の通勤の方法として自転車を利用する者がいるときは、当該従業員に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。

4 第2項の規定は、前項の場合について準用する。

5 自転車貸付事業者が業として自転車を貸し付けるときは、その借受人に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の内容に関する情報を提供するよう努めなければならない。

（自転車損害賠償責任保険等に関する情報の提供）

第14条 県は、市町村、自転車損害賠償責任保険等を引き受ける保険者その他の関係団体と連携し、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するため、自転車損害賠償責任保険等に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者は、自転車を利用する児童、生徒又は学生及びその保護者に対し、自転車損害賠償責任保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

（道路環境の整備）

第15条 県は、国及び市町村と連携し、自転車を安全に利用することができる道路環境の整備に努めるものとする。

（財政上の措置）

第16条 県は、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第12条及び第13条の規定は、同年7月1日から施行する。

（くらし安全安心課）

栃木県条例第59号

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年栃木県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
	改 正 後	改 正 前

別表第1(第2条、第3条関係)

別表第1(第2条、第3条関係)

1～24の2 略	市町(栃木市 及び那須塩原 市を除く。)
25 砂利採取法(昭和43年法律第74号)に基づく事務のうち、同法第16条及び第20条第1項の規定による認可の申請の受理等(砂利採取場の区域の全部又は一部が同法第16条第2号に規定する河川区域等の区域内にある場合に係るものを除く。)	市町(栃木市 を除く。)
25の2 砂利採取法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(砂利採取場の区域の全部又は一部が法第16条第2号に規定する河川区域等の区域内にある場合に係るものを除く。)	栃木市
(1)～(11) 略	
26～42 略	

1～24の2 略	市町(栃木市 及び那須塩原 市を除く。)
25 砂利採取法(昭和43年法律第74号)に基づく事務のうち、同法第16条及び第20条第1項の規定による認可の申請の受理等(砂利採取場の区域の全部又は一部が同法第16条第2号に規定する河川区域等の区域内にある場合に係るものを除く。)	市町(栃木市 及び那須塩原 市を除く。)
25の2 砂利採取法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(砂利採取場の区域の全部又は一部が法第16条第2号に規定する河川区域等の区域内にある場合に係るものを除く。)	栃木市及び那 須塩原市
(1)～(11) 略	
26～42 略	

附 則

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正後の栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(以下「新条例」という。)別表第1の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則(以下「法令等」という。)の規定により知事がした処分その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するもの又は施行日前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為については、新条例別表第1の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(行政改革ICT推進課)

栃木県条例第60号

栃木県手数料条例の一部を改正する条例

栃木県手数料条例(昭和31年栃木県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
事	務	事	務
金額		金額	
別表第1(第2条、第3条、第5条関係)	別表第1(第2条、第3条、第5条関係)	別表第1(第2条、第3条、第5条関係)	別表第1(第2条、第3条、第5条関係)
1～480 略	1～480 略	1～480 略	1～480 略
481 長期優良住宅の普及の促進に 関する法律(平成20年法律第87 号)第5条第1項から第5項ま に	次に掲げる審査の区分に応じそれ ぞれ次に定める金額を合算した金 額	次に掲げる審査の普及の促進に 関する法律(平成20年法律第87 号)第5条第1項又は第3項 に	次に掲げる審査の区分に応じそれ ぞれ次に定める金額を合算した金 額

<p>での規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>1 長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 新築の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 当該長期優良住宅建築等計画の申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書（住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書をいう。）及び次項において同じ。）若しくは住宅性能評価書（同法第5条第1項に規定する住宅性能評価書をいう。次項において同じ。）又はこれらの写しの添付があった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅の場合 <u>17,000円</u></p> <p>(イ) 共同住宅等の場合 次の表の左欄に掲げる建築物全体の戸数に係る場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額</p> <table border="1" data-bbox="1235 1173 1497 1576"> <tr> <td>5戸以内の場合</td> <td><u>28,000円</u></td> </tr> <tr> <td>5戸を超え10戸以内の場合</td> <td><u>43,000円</u></td> </tr> <tr> <td>10戸を超え30戸以内の場合</td> <td><u>67,000円</u></td> </tr> <tr> <td>30戸を超え50戸以内の場合</td> <td><u>106,000円</u></td> </tr> </table>	5戸以内の場合	<u>28,000円</u>	5戸を超え10戸以内の場合	<u>43,000円</u>	10戸を超え30戸以内の場合	<u>67,000円</u>	30戸を超え50戸以内の場合	<u>106,000円</u>
5戸以内の場合	<u>28,000円</u>								
5戸を超え10戸以内の場合	<u>43,000円</u>								
10戸を超え30戸以内の場合	<u>67,000円</u>								
30戸を超え50戸以内の場合	<u>106,000円</u>								
<p>の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>1 長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 新築の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 当該長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合している旨を証する書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付したものに限る。(2)及び481の3の項において同じ。)</p> <p>の添付があった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅の場合 <u>18,000円</u></p> <p>(イ) 共同住宅等の場合 次の表の左欄に掲げる建築物全体の戸数に係る場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額</p> <table border="1" data-bbox="1235 271 1497 674"> <tr> <td>5戸以内の場合</td> <td><u>35,000円</u></td> </tr> <tr> <td>5戸を超え10戸以内の場合</td> <td><u>57,000円</u></td> </tr> <tr> <td>10戸を超え30戸以内の場合</td> <td><u>100,000円</u></td> </tr> <tr> <td>30戸を超え50戸以内の場合</td> <td><u>177,000円</u></td> </tr> </table>	5戸以内の場合	<u>35,000円</u>	5戸を超え10戸以内の場合	<u>57,000円</u>	10戸を超え30戸以内の場合	<u>100,000円</u>	30戸を超え50戸以内の場合	<u>177,000円</u>
5戸以内の場合	<u>35,000円</u>								
5戸を超え10戸以内の場合	<u>57,000円</u>								
10戸を超え30戸以内の場合	<u>100,000円</u>								
30戸を超え50戸以内の場合	<u>177,000円</u>								

戸以内の場合	
50戸を超え100戸以内の場合	306,000円
100戸を超え200戸以内の場合	563,000円
200戸を超える場合	790,000円

イ 当該長期優良住宅建築等計画に基づく住宅に係る住宅性能評価書（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書をいい、知事が指定するものを除く。481の3の項において同じ。）の写しの添付があった場合に次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 一戸建ての住宅の場合 19,000円

(イ) 共同住宅等の場合 次の表の左欄に掲げる建築物全体の戸数に係る場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額

5戸以内の場合	57,000円
5戸を超え10戸以内の場合	92,000円
10戸を超え30戸以内の場合	174,000円
30戸を超え50戸以内の場合	302,000円
50戸を超え100戸以内の場合	477,000円

戸以内の場合	
50戸を超え100戸以内の場合	161,000円
100戸を超え200戸以内の場合	269,000円
200戸を超える場合	338,000円

戸以内の場合	
100戸を超え 200戸以内の場 合	874,000円
200戸を超える 場合	1,204,000円

立ア及びびイに掲げる場合以
外の場合 次に掲げる場合
の区分に応じ、それぞれ次
に定める金額
(ア) 一戸建ての住宅の場合
64,200円
(イ) 共同住宅等の場合 次
の表の左欄に掲げる建築
物全体の戸数に係る場合
の区分に応じ、それぞれ
同表の右欄に掲げる金額

5戸以内の場 合	159,300円
5戸を超え10 戸以内の場合	256,100円
10戸を超え30 戸以内の場合	512,500円
30戸を超え50 戸以内の場合	922,800円
50戸を超え100 戸以内の場合	1,585,300円
100戸を超え 200戸以内の場 合	2,931,300円
200戸を超える 場合	4,191,200円

(2) (1)以外の場合 次に掲げる
場合の区分に応じ、それぞれ
次に定める金額
ア 当該長期優良住宅建築等

立ア及びびイに掲げる場合以
外の場合 次に掲げる場合
の区分に応じ、それぞれ次
に定める金額
(ア) 一戸建ての住宅の場合
63,200円
(イ) 共同住宅等の場合 次
の表の左欄に掲げる建築
物全体の戸数に係る場合
の区分に応じ、それぞれ
同表の右欄に掲げる金額

5戸以内の場 合	152,300円
5戸を超え10 戸以内の場合	242,100円
10戸を超え30 戸以内の場合	479,500円
30戸を超え50 戸以内の場合	851,800円
50戸を超え100 戸以内の場合	1,440,300円
100戸を超え 200戸以内の場 合	2,637,300円
200戸を超える 場合	3,739,200円

(2) (1)以外の場合 次に掲げる
場合の区分に応じ、それぞれ
次に定める金額
ア 当該長期優良住宅建築等

計画が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合している旨を証する書類の添付があった場合に、それぞれ次に定める金額

- (7) 一戸建ての住宅の場合 26,000円
- (1) 共同住宅等の場合 次の表の左欄に掲げる建築物全体の戸数に係る場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額

5戸以内の場合	<u>49,000円</u>
5戸を超え10戸以内の場合	<u>80,000円</u>
10戸を超え30戸以内の場合	<u>141,000円</u>
30戸を超え50戸以内の場合	<u>247,000円</u>
50戸を超え100戸以内の場合	<u>428,000円</u>
100戸を超え200戸以内の場合	<u>787,000円</u>
200戸を超える場合	<u>1,104,000円</u>

- イ ア以外の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (7) 一戸建ての住宅の場合 96,400円
- (1) 共同住宅等の場合 次

計画の申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書又はその写し
の添付があった場合に、それぞれ次に定める金額

- (7) 一戸建ての住宅の場合 24,000円
- (1) 共同住宅等の場合 次の表の左欄に掲げる建築物全体の戸数に係る場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額

5戸以内の場合	<u>39,000円</u>
5戸を超え10戸以内の場合	<u>61,000円</u>
10戸を超え30戸以内の場合	<u>98,000円</u>
30戸を超え50戸以内の場合	<u>156,000円</u>
50戸を超え100戸以内の場合	<u>238,000円</u>
100戸を超え200戸以内の場合	<u>401,000円</u>
200戸を超える場合	<u>504,000円</u>

- イ ア以外の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (7) 一戸建ての住宅の場合 94,400円
- (1) 共同住宅等の場合 次

の表の左欄に掲げる建築物全体の戸数に係る場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額

5戸以内の場合	228,200円
5戸を超え10戸以内の場合	364,600円
10戸を超え30戸以内の場合	726,100円
30戸を超え50戸以内の場合	1,292,300円
50戸を超え100戸以内の場合	2,188,300円
100戸を超え200戸以内の場合	4,011,200円
200戸を超える場合	5,688,300円

2 1の申請に併せて行う建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出に対する審査次に掲げる金額を合算した金額

(1) 略

(2) 建築基準法第6条の3第1項の構造計算適合性判定（以下この項及び次項において「構造計算適合性判定」という。）を要する建築物に該当する一の建築物（同法第20条第2項の規定により一の建築物の部分が別の建築物とみなされる場合）については、当該建築物の部分）ごとに次

の表の左欄に掲げる建築物全体の戸数に係る場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額

5戸以内の場合	238,200円
5戸を超え10戸以内の場合	383,600円
10戸を超え30戸以内の場合	769,100円
30戸を超え50戸以内の場合	1,383,300円
50戸を超え100戸以内の場合	2,378,300円
100戸を超え200戸以内の場合	4,397,200円
200戸を超える場合	6,288,300円

2 1の申請に併せて行う建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出に対する審査次に掲げる金額を合算した金額

(1) 略

(2) 建築基準法第6条の3第1項の構造計算適合性判定（以下この項及び481の3の項において「構造計算適合性判定」という。）を要する建築物に該当する一の建築物（同法第20条第2項の規定により一の建築物の部分が別の建築物とみなされる場合）については、当該建築物の部分）ごとに次

<p>に掲げる構造計算適合性判定の区分に応じ次に定める金額を算出して得た金額を合算した金額 ア・イ 略 (3) 略</p>	<p>481の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第2項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>に掲げる構造計算適合性判定の区分に応じ次に定める金額を算出して得た金額を合算した金額 ア・イ 略 (3) 略</p>	<p>に掲げる構造計算適合性判定の区分に応じ次に定める金額を算出して得た金額を合算した金額 ア・イ 略 (3) 略</p>
<p>次に掲げる審査の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 イ 長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 新築の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 当該長期優良住宅建築等計画の変更の申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの添付があった場合 前項の右欄の1の(1)のイに規定する金額の2分の1に相当する金額 イ ア以外の場合 前項の右欄の1の(1)のイに規定する金額の2分の1に相当する金額</p>	<p>481の3 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>前項の右欄に規定する金額を当該申請の認定申請対象住戸数で除して得た金額(その金額に10円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた金額)</p>	<p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 イ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項又は第3項の規定に基づく申請による認定を受けた者 次に掲げる審査の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 (1) 長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 新築の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額 (ア) 当該長期優良住宅建築等計画の変更が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合している旨を証する書類の添付があった場合 481の項の右欄の1の(1)のイに</p>
<p>(2) (1)以外の場合 次に掲げる</p>			

場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 当該長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書又はその写しの添付があった場合 前項の右欄の1の(2)のイに規定する金額の2分の1に相当する金額

イ ア以外の場合 前項の右欄の1の(2)のイに規定する金額の2分の1に相当する金額

2. 1の申請に併せて行う建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出に対する審査次に掲げる金額を合算した金額

(1) 床面積（建築物の計画の変更に係る部分にあっては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1、床面積の増加する部分にあっては当該増加する部分の床面積）の合計に応じ、前項の右欄の2の(1)に規定する金額

(2) 構造計算適合性判定を要する建築物に該当する建築物については、前項の右欄の2の(2)に規定する金額

(3) 建築基準法第87条の4に規定する建築設備が設置される建築物については、当該建築設備の計画を変更した建築設

規定する金額の2分の1に相当する金額

(イ) 当該長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の写しの添付があった場合 481の項の右欄の1の(1)のイに規定する金額の2分の1に相当する金額

(ウ) (イ)及び(イ)に掲げる場合以外の場合 481の項の右欄の1の(1)のウに規定する金額の2分の1に相当する金額

イ ア以外の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 当該長期優良住宅建築等計画の変更が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合している旨を証する書類の添付があった場合 481の項の右欄の1の(2)のイに規定する金額の2分の1に相当する金額

(イ) (ア)に掲げる場合以外の場合 481の項の右欄の1の(2)のイに規定する金額の2分の1に相当する金額

(2) (1)の申請に併せて行う建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出に対する審査 次に掲げる金額を

合算した金額

了 床面積（建築物の計画の変更に係る部分）にあっては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1、床面積の増加する部分にあっては当該増加する部分の床面積の合計に於て、481の項の右欄の2の(1)に規定する金額

イ 構造計算適合性判定を要する建築物に該当する建築物については、481の項の右欄の2の(2)に規定する金額

ウ 建築基準法第87条の4に規定する建築設備が設置される建築物については、当該建築設備の計画を変更した建築設備にあっては当該変更に係る一の建築設備ごとに8,000円（小荷物専用昇降機については、6,000円）、新たに設置する建築設備にあっては481の項の右欄の2の(3)に規定する金額

2. 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第2項の規定に基づく申請により認定を受けた者 1に規定する金額を当該変更の認定の申請に係る認定申請対象住戸数で除して得た金額（その金額に10円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた金額）

481の4 略

備にあっては当該変更に係る一の建築設備ごとに8,000円（小荷物専用昇降機については、6,000円）、新たに設置する建築設備にあっては前項の右欄の2の(3)に規定する金額

481の3 略

481の4 長期優良住宅の普及の促進

160,000円

<p>進に関する法律第18条第1項の規定に基づく住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>481の5～517 略</p>
<p>481の5～517 略</p>	<p>備考 略</p>

附 則

- 1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に申請がなされている事務に係る手数料については、なお従前の例による。

(文書学事課)

栃木県条例第61号

地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンターに係る重要な財産を定める条例の一部を改正する条例

地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンターに係る重要な財産を定める条例（平成27年栃木県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>栃木県立病院地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第6条第4項及び第44条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人栃木県立がんセンター、地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター及び地方独立行政法人栃木県立岡本台病院に係る重要な財産を定めるものとする。</p>	<p>地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンターに係る重要な財産を定める条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第6条第4項及び第44条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンターに係る重要な財産を定めるものとする。</p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(保健福祉課)

栃木県条例第62号

栃木県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

栃木県道路占用料徴収条例（昭和28年栃木県条例第36号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前																								
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)																								
占用物件	占用料(単位円)	占用物件	占用料(単位円)																							
				第3級地	第4級地	第5級地																				
略	略	略	略																							
法第32条第1項第2号に掲げる物件	略	法第32条第1項第2号に掲げる物件	略																							
法第32条第1項第3号に掲げる施設	<table border="1"> <tr> <td>長さ1メートルにつき1年</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>地下に設けるもの</td> <td>9</td> <td>8</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>730</td> <td>610</td> <td>540</td> </tr> <tr> <td>道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類</td> <td>460</td> <td>380</td> <td>340</td> </tr> <tr> <td>上空に設けるもの</td> <td>270</td> <td>230</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>地下に設けるもの</td> <td>910</td> <td>760</td> <td>680</td> </tr> </table>	長さ1メートルにつき1年	3	2	2	地下に設けるもの	9	8	7	その他のもの	730	610	540	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	460	380	340	上空に設けるもの	270	230	200	地下に設けるもの	910	760	680	略
長さ1メートルにつき1年	3	2	2																							
地下に設けるもの	9	8	7																							
その他のもの	730	610	540																							
道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	460	380	340																							
上空に設けるもの	270	230	200																							
地下に設けるもの	910	760	680																							
法第32条第1項第4号に掲げる施設	略	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	略																							
略	略	略	略																							
略	略	略	略																							

備考 略

附 則

この条例は、令和4年1月1日から施行する。

(道路保全課)

栃木県条例第63号

栃木県都市公園条例の一部を改正する条例

栃木県都市公園条例(昭和49年栃木県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前			
別表第1(第7条、第12条関係) 1～7 略 8 栃木県日光だいや川公園 (1) 略 (2) 休養施設	別表第1(第7条、第12条関係) 1～7 略 8 栃木県日光だいや川公園 (1) 略 (2) 休養施設	施設 略 キャンピングカーサイト トレーラーハウス (5人用) トレーラーハウス (8人用) 略	利用区分 略 泊 泊 泊 泊 略	単 位 略 棟 泊 棟 泊 略	基 準 額 略 略 16,700円 23,400円 略
備考 略 (3) 略 9 略	備考 略 (3) 略 9 略	備考 略 (3) 略 9 略	備考 略 (3) 略 9 略	備考 略 (3) 略 9 略	備考 略 (3) 略 9 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(都市整備課)

栃木県条例第64号

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例(平成5年栃木県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		
(名称及び位置)		
第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。		
名称	位置	
栃木県体育館	宇都宮市	
栃木県立日光霧降アイスアリーナ	日光市	
略		

(利用の許可)

第3条 体育施設のうち、別表に掲げる施設、附属設備及び器具（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。ただし、栃木県体育館の弓道場、栃木県立日光霧降アイスアリーナの競技場、栃木県立県南体育館のメイアリーナ、サブアリーナ、柔道場、剣道場若しくはトレーニング室、栃木県立県北体育館のメイアリーナ、サブアリーナ、武道場若しくはトレーニング室、栃木県立温水プール館のプール、栃木県総合運動公園北・中央エリアの陸上競技場、第2陸上競技場、相撲場、トレーニング室、武道館若しくは多目的広場（投てき場）又は栃木県総合運動公園東エリアのメイアリーナ、サブアリーナ、多目的スタジアム、トレーニング室、屋内水泳場若しくは体育館分館（第8条において「特定施設」という。）を普通利用しようとする者については、この限りでない。

別表（第10条、第13条関係）
 1 栃木県体育館の利用料金の基準額

(1) 弓道場
 了 普通利用の場合

利用者	利用時間			
	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	
高校生等以下（1人1回につき）	160円	160円	160円	
その他（1人1回につき）	330円	330円	330円	

改正後		
(名称及び位置)		
第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。		
名称	位置	
栃木県立日光霧降アイスアリーナ	日光市	
略		

(利用の許可)

第3条 体育施設のうち、別表に掲げる施設、附属設備及び器具（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。ただし、栃木県立日光霧降アイスアリーナの競技場、栃木県立県南体育館のメイアリーナ、サブアリーナ、柔道場、剣道場若しくはトレーニング室、栃木県立県北体育館のメイアリーナ、サブアリーナ、武道場若しくはトレーニング室、栃木県立温水プール館のプール、栃木県総合運動公園北・中央エリアの陸上競技場、第2陸上競技場、相撲場、トレーニング室、武道館若しくは多目的広場（投てき場）又は栃木県総合運動公園東エリアのメイアリーナ、サブアリーナ、多目的スタジアム、トレーニング室、屋内水泳場若しくは体育館分館（第8条において「特定施設」という。）を普通利用しようとする者については、この限りでない。

別表（第10条、第13条関係）
 1 削除

イ 専用利用の場合

利用区分	利用時間	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	2,000円	2,910円	4,030円
	入場料を徴収する場合	11,000円	15,800円	22,500円
アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料を徴収しない場合	11,900円	17,500円	23,800円
	入場料を徴収する場合	66,400円	97,400円	132,000円

(2) 会議室

施設区分	利用時間	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
武道館	大会議室	2,680円	3,360円	3,360円
	小会議室	1,550円	2,000円	2,000円

備考

- 「高校生等」とは、高等専門学校、高等学校及びこれらに類する学校その他の施設の学生及び生徒をいう。
- 「入場料」とは、その名称のいかんを問わず許可利用者が入場の対価として徴収する金銭をいう。
- やむを得ない理由により午前9時前又は午後9時後に弓道場を専用利用する場合は会議室を利用する場合の利用料金の基準額は、当該午前9時前又は午後9時後の利用時間1時間につき、午前9時前の利用にあつては午前9時から午後1時まで、午後9時後の利用にあつては午後5時から午後9時までにつき定められている利用料金の基準額の4分の1に相当する額にそれぞれ1.5を乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- 高校生等以下の者が弓道場を専用利用する場合は会議室を利用する場合の利用料金の基準額は、この表及び前項に定める額を2で除して得た額とする。この場合において、その額に10円未満

の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

5 入場料を徴収して弓道場を専用利用する者が当該専用利用に際し会議室を利用する場合の利用料金の基準額は、この表及び前2項に定める額に2を乗じて得た額とする。

2～8 略

附 則

この条例は、令和4年1月1日から施行する。

(教育委員会事務局スポーツ振興課)

栃木県条例第65号

栃木県警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

栃木県警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年栃木県条例第42号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の規定を改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）			
警察署の名称、位置及び管轄区域			
名	称	位	置
略		略	
栃木県宇都宮東警察署	宇都宮市中今泉3丁目	略	略
略		略	
		管	轄
		区	域

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(警察本部警務課)

栃木県条例第66号

栃木県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

栃木県警察関係手数料条例（平成12年栃木県条例第12号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の規定を改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(銃砲刀剣類所持等取締法に関する手数料)			
第7条 県は、銃砲刀剣類所持等取締法（以下この条において「法」という。）の規定に基づく次の表の左欄に掲げる事務について、1件につきそれぞれ同表の右欄に定める額の手数料を徴収する。			
		(銃砲刀剣類所持等取締法に関する手数料)	

事 務	手数料の額
<p>1 法第4条第1項の規定に基づく銃砲等又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査</p>	<p>(1) 法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定に基づく<u>銃又は空気銃の所持の許可の申請に係る審査</u> 6,800円(当該申請を行う者が同時に他の同号の規定に基づく<u>銃又は空気銃の所持の許可の申請に係る審査</u>を行う場合における当該他の同号の規定に基づく<u>許可の申請に係る審査</u>にあつては、4,300円)</p>
<p>1 法第4条第1項の規定に基づく銃砲等又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査</p>	<p>(1) 法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定に基づく<u>銃又は空気銃の所持の許可の申請に係る審査</u> 6,800円(当該申請を行う者が同時に他の同号の規定に基づく<u>銃又は空気銃の所持の許可の申請に係る審査</u>を行う場合における当該他の同号の規定に基づく<u>許可の申請に係る審査</u>にあつては、4,300円)</p> <p>(2) <u>法第4条第1項第1号の規定によるクロスボウの所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請に係る審査</u> 6,800円(当該申請を行う者が同時に他の同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に基づく</p>

<p>くクロスボウの所持の許可の申請に係る審査にあっては、<u>4,300円</u></p> <p>(3) その他の者に対する許可の申請に係る審査 10,500円（当該申請を行う者が同時に他の法第4条第1項の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の申請に係る審査にあっては、<u>6,700円</u>）</p>	<p>(2) その他の者に対する許可の申請に係る審査 10,500円（当該申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の申請に係る審査にあっては、<u>6,700円</u>）</p>
<p>2 法第6条第1項の規定に基づく国際競技に参加するため入国する外国人の銃砲又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査</p> <p>3・4 略</p>	<p>2 法第6条第1項の規定に基づく国際競技に参加するため入国する外国人の銃砲又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査</p> <p>3・4 略</p>
<p>(1) 新たな許可証の交付を伴う法第7条の3第1項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査</p> <p>7,200円（当該申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査</p>	<p>(1) 新たな許可証の交付を伴う場合</p> <p>7,200円（当該申請を行う者が同時に他の法第7条の3第1項の規定に基づく許可の更新の申請に係る当該他の同項の規定に基づく許可の更新の申請に係る審査</p>
<p>5 法第7条の3第2項の規定に基づく法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>5 法第7条の3第2項の規定に基づく法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に対する審査</p>

更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が同時に法第4条第1項第1号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の申請を行う場合における当該法第7条の3第1項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、4,800円)

(2) 新たな許可証の交付を伴う法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査
 7,200円(当該申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が同時に法第4条第1項第1号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該法第7条の3第1

更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が同時に法第4条第1項第1号の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該法第7条の3第1項の規定に基づく許可の更新の申請に係る審査にあつては、4,800円)

項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査にあっては、4,800円。

(3) 新たな許可証の交付を伴わない法第7条の3第1項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査 6,800円（当該申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が同時に法第4条第1項第1号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の申請を行う場合における当該申請を行う者が同時に法第4条第1項第1号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の申請を行う場合における当該同項の規定に基づく許可の更新の申請に係る審査にあっては、4,400円）

(4) 新たな許可証の交付を伴わない法第7

(2) 新たな許可証の交付を伴わない場合

6,800円（当該申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づく

許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく

許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が同時に同号 の規定に基づく

許可の申請を行う場合における当該同項 の規定に基づく

許可の更新の申請に係る審査にあっては、4,400円）

<p>条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査 6,800円（当該申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の更新の申請を行う場合における当該同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が同時に法第4条第1項第1号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新に係る審査にあつては、4,400円）</p>	
<p>5の2 略</p>	<p>5の2 略</p>
<p>(1) 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者及び法第5条の2第3項第2号又は第3号に掲げる者に対する講習会 3,000円</p>	<p>(1) 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者及び法第5条の2第3項第2号条の2第3項第2号に掲げる者に対する講習会 3,000円</p>
<p>5の2 略</p>	<p>6 法第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催</p>
<p>6 法第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催</p>	<p>6 法第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催</p>

(2) 略		
7～13 略		<p>6の2 法第5条の3の2第1項の規定に基づくクロスボウの取扱いに關する講習会の開催</p> <p>(2) 略</p> <p>(1) 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けてクロスボウを所持している者に対する講習会 3,000円</p> <p>(2) その他の者に対する講習会 6,900円</p> <p>7～13 略</p> <p>14 法第9条の16第1項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請に対する審査</p> <p>9,300円（当該申請を行う者が同時に他の法第9条の16第1項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請に係る審査にあつては、5,600円）</p>

附 則

この条例は、令和4年3月15日から施行する。

(警察本部生活環境課)